

令和元年6月5日

まちづくり委員会資料

生田緑地整備の考え方について

建設緑政局

生田緑地整備の考え方

1 本考え方の目的と生田緑地の概要

(1)目的

生田緑地では、平成23年に策定した「**生田緑地ビジョン**」に基づき整備や市民協働による取組を推進してきました。一方、公園緑地の緑とオープンスペースを持つ多機能性を最大限に活用しようという全国的な公園緑地行政の新たな動きや、昨今の大規模災害をきっかけとした**防災機能の強化に対する期待の高まり**など、社会情勢は変化しており、生田緑地においても、それらの変化に対応する必要性が生じています。このことから、**生田緑地ビジョンの基本的考え方と基本理念を継承しつつ、社会情勢に対応し、生田緑地のポテンシャルを最大限に発揮するために「生田緑地整備の考え方」**をここに示すものです。

(本考え方は今後の整備の方向性を示すものであり、今後の事業推進にあたっては、市民及び関係する様々な方々の意見を伺いながら取組を進めていきます。)

(2)生田緑地の概要

1. 生田緑地の概況

生田緑地は昭和16(1941)年に川崎市計画緑地第1号として指定された緑地であり、「**多摩川崖線軸**」の一角に位置し、本市**緑の基本計画**において緑と水のネットワーク形成上の核となる、重要な**「みどり拠点」**として位置付けられており、生田緑地の緑には単体としての価値だけではなく、**本市の緑の連続性を構成する上で重要な役割**があります。

- ・公園種別:総合公園
- ・所在地:多摩区枳形6、7丁目、宮前区初山1丁目他
- ・面積:179.3ha
- ・都市計画:緑地(昭和16(1941)年都市計画決定)

2. 生田緑地の魅力資源

生田緑地は**水と緑の豊かな自然環境**を有しているとともに、**伝統文化・科学・芸術など個性豊かな施設**を多く有しています。一言で表現すれば「**多様な魅力が自然の輪の中で融合している**」、これは首都圏の他の緑地にもあまり例がない生田緑地ならではの魅力であり、観光拠点としてのポテンシャルとして期待されます。

○ 自然

首都圏を代表する緑豊かな自然環境を有しており、市街地の中の緑地ですが、**周辺の農地、樹林等と一体となった美しい自然風景**が広がっています。**クヌギ・コナラ等の雑木林や谷戸部の湿地、湧水等の貴重な資源**が残されており、特に中央地区にはゲンジボタル、ホトケドジョウなどの貴重な生物が生息しています。都市部の緑地であるにもかかわらず、樹木やシダ植物を除いた**在来植物種数の全国調査で7位**になっています。



■来園者数(有料施設、H28年度)

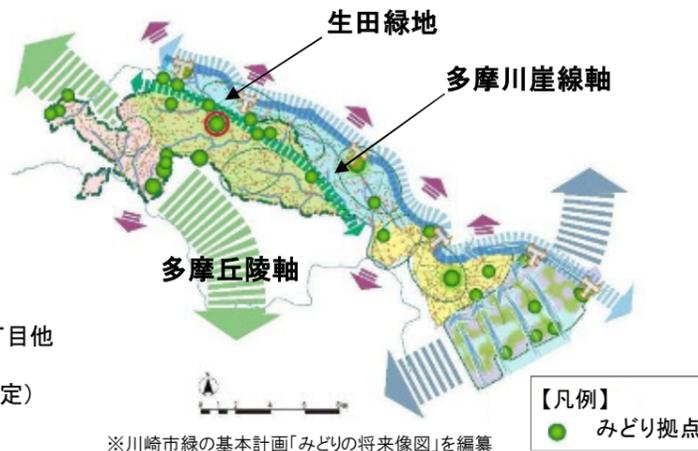
| 地区 | 設置時期 | 名称 | 来園者数 |
|----|------|----------------|--------|
| 南 | S29 | 川崎国際生田緑地ゴルフ場 | 約6万人 |
| | S42 | 日本民家園 | 約11万人 |
| 中央 | H11 | 岡本太郎美術館 | 約7万人 |
| | H24 | かわさき宙と緑の科学館 | 約28万人 |
| 東 | H14 | 生田緑地ばら苑 | 約10万人 |
| | H23 | 藤子・F・不二雄ミュージアム | 約43万人 |
| 合計 | | | 約105万人 |

○ 歴史
枳形城址(枳形山)
長者穴横穴墓群

○ 教育・文化
かわさき宙と緑の科学館
日本民家園・伝統工芸館
藤子・F・不二雄ミュージアム

○ 芸術
岡本太郎美術館

○ スポーツ
ゴルフ場



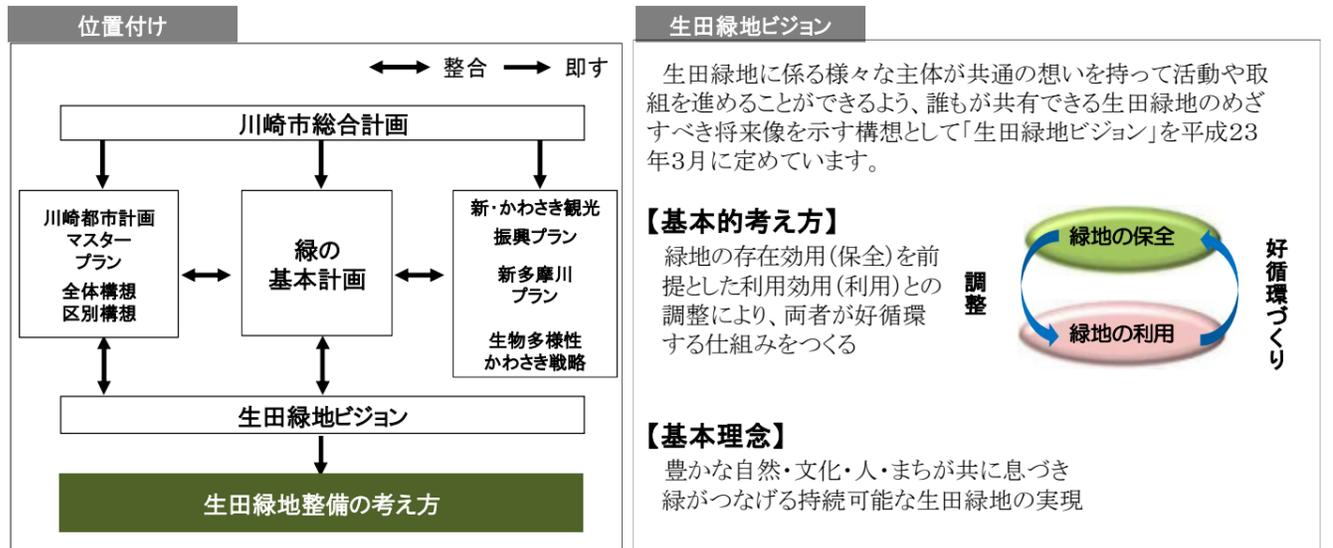
3. 生田緑地の立地優位性

新宿と羽田を起点とした鉄道利用を想定し、生田緑地と同様に**自然環境と共に、歴史・教育・文化・芸術・スポーツ**といった魅力資源を有する首都圏近郊の観光地と比較した場合、生田緑地は**アクセスに優れ、多様な魅力資源が凝縮**されていることにより、**様々な体験を手軽に楽しめる**という点で、他の観光地にはない優位性を有しています。



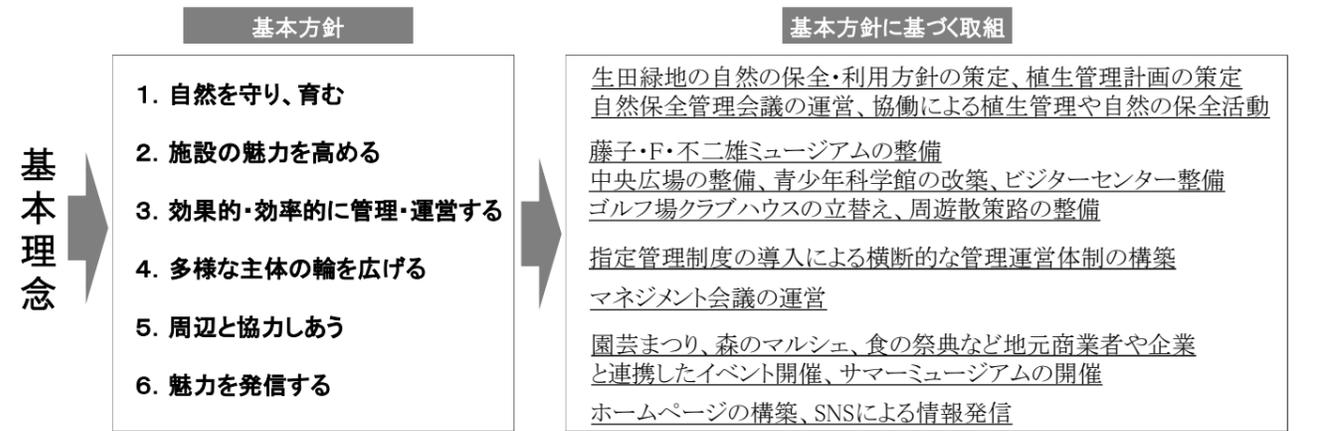
(3)計画への位置付け

本考え方と本市行政計画の関係性を下記のとおり示します。本考え方は上位計画である「**生田緑地ビジョン**」に基づくものです。



□生田緑地ビジョンに基づくこれまでの取組

生田緑地ビジョンの「基本理念」の実現に向けた**6つの基本方針**に基づき下記の取組を進めてきました。



生田緑地整備の考え方

2 今後の整備に向けた視点

(1) 今後の整備に向けた3つの視点

生田緑地に関する社会情勢や周辺環境の変化を踏まえた、今後の整備に向けた3つの視点について示します。

社会情勢の変化

○緑とオープンスペースに関する新たな政策展開

国により社会状況の変化を背景とした新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの基本的考え方が取りまとめられ、「川崎市緑の基本計画」(H30.3)においてもその考え方が取り入れられている。国が示した「新たな時代の都市マネジメント」に対応した都市公園等のあり方検討会「最終とりまとめ」(H28.5)においては、新たなステージで重視すべき観点として「ストック効果をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3点が述べられている。

○「観光」という視点の重点化

「新・かわさき観光振興プラン」(H28.2)の目標1「世界に通用する観光づくり」では、「生田緑地」の観光強化を戦略の1つとして位置付け、「生田緑地」の良好な自然環境の保全を前提としつつ「市民」や観光客とのかかわりを深めていくことで、特徴的な観光資源として育むとともに、周辺の地域資源との連携によって市域全体を巻き込みながら、首都圏から国内、海外まで多様な観光ニーズに応える広域観光の魅力づくりを図っている。

○地域資源の再認識

「川崎市総合計画 第2期実施計画」H30～33年度において、「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」を最大限に活用し、「新たな飛躍に向けたチャンス」を的確に捉え、取組を進めることとしている。その中で、本市は、生田緑地を水と緑の豊かな自然環境を残しているとともに、伝統文化・科学・芸術など個性豊かな施設を多く有する観光拠点として潜在的な集客性を有している市内最大の自然の宝庫として「積極的に活用すべきポテンシャル」として位置付けている。

○防災機能向上の必要性の増大

「川崎市緑の基本計画」(H30.3)においては、昨今の大規模災害の影響を受け、実施施策17「公園緑地の防災機能整備推進」で、緑とオープンスペースは、震災などの自然災害の発生時の火災延焼防止、避難地・避難路や防災活動拠点として、都市の防災上重要な役割を果たしているとしている。また、生田緑地を含む大規模公園については、災害発生時に物資供給及び救援活動の拠点となり、そのための防災機能を備えている必要があり、都市災害対策の強化に向けた整備を推進している。

周辺環境の変化

○向ヶ丘遊園跡地の整備具体化

【小田急電鉄による向ヶ丘跡地利用に関する方向性の提示】

向ヶ丘遊園から引き継がれる豊かな自然環境を活かして「人が集い楽しむ場」としての機能を再整備することで、生田緑地の一部として「憩い」や「賑わい」を創出し、地域全体の価値向上への寄与を目指すという小田急電鉄による向ヶ丘跡地利用に関する方向性が示され、未供用の東地区の整備に向けた機運が高まっている。

今後の整備に向けた3つの視点

生田緑地ビジョンが示すとおり、生田緑地は本市の緑の骨格を形成する拠点として、これまでも生物多様性の観点を含めた緑地の保全と利用の好循環を目標に、多様な役割を担ってきました。今後は、社会情勢・周辺環境の変化を踏まえるとともに、未供用である向ヶ丘遊園跡地の小田急電鉄による整備の具体化を契機に、以下の3つの視点から、生田緑地の価値・魅力の向上に取り組む必要性があります。

自然の保全・利用

憩い・賑わい・交流の創出

防災機能の向上

(2) 今後の整備に向けた3つの視点から見た生田緑地の課題

「自然の保全・利用」、「賑わい・交流の創出」、「防災機能の向上」という今後の整備に向けた3つの視点から生田緑地を見た場合、現状の生田緑地には以下のような課題があり、生田緑地の価値・魅力の向上にはその課題への対応が必要となります。

自然の保全・利用に関する課題

○都市計画緑地内の未取得地において宅地が定着している。今後も未取得地においては、宅地化が進行することで緑が減少していく恐れがある。

○東地区には生田緑地と一体となり多摩川崖線軸の一部を構成する良好な樹林地が存在しているが、都市計画緑地の範囲外にあり、その存続が担保されていない。

○生田緑地全体をつなぐ散策路が未整備であるため、回遊性が低く、生田緑地が有する広大な緑の魅力を活かしきれていない。

憩い・賑わい・交流の創出に関する課題

○東地区には未供用のエリアが多く存在し、周辺地域の活性化や一層の観光客誘致に必要な賑わい機能、飲食休憩機能、多様な活動(健康、運動、文化活動など)の連携・交流機能などが不足している。

○生田緑地は広大な敷地に様々な魅力資源が点在するが、緑地全体をつなぐ散策路が未整備であるため、回遊性に乏しく、また施設間の連携による相乗効果も発揮できない。

防災機能の向上に関する課題

○生田緑地は広域避難場所に指定されているが、東地区には未供用のエリアが多く存在するため、広場・駐車場等の災害時に避難地として利用できるオープンスペースが限定されており、震災時の周辺地域からの避難者や市街地火災等からの避難者の更なる受入機能拡充が困難な状況にある。

○東地区に未供用のエリアが多く存在することなどから、現状としてはアクセスポイントや散策路が、中央地区に集中しており、生田緑地全体をつなぐ導線が確保されていないため、避難者の避難経路が限定され、防災機能を最大限発揮できていない。



生田緑地整備の考え方

3 今後の整備の方向性

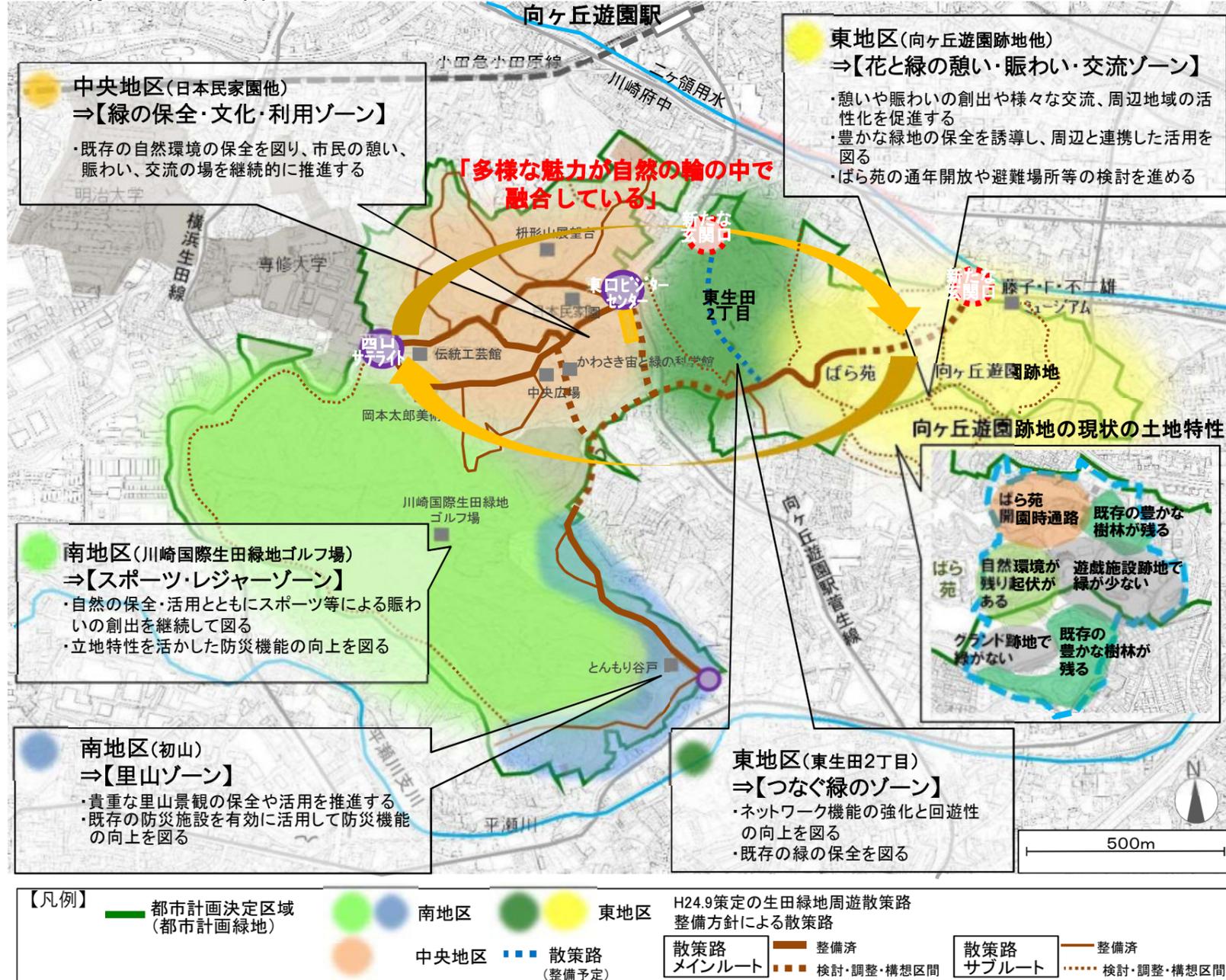
生田緑地の価値・魅力向上に向けては、今後の整備に向けた3つの視点から見た課題への対応が必要であり、そのために行うべき今後の整備の方向性をゾーニングと共にここに示します。

□3つの視点から見た今後の整備の方向性

| | |
|---------------------|--|
| 自然の保全・利用 | 「生田緑地の自然の保全・利用方針」を踏まえ、生田緑地の自然を保全していくとともに、自然の利活用を図っていくことで、保全と利用の好循環を生み出します。 |
| 憩い・賑わい・交流の創出 | 魅力要素のさらなる充実、緑地内の回遊性向上、民間事業者等との連携・誘導などにより、賑わい交流の創出を図ります。 |
| 防災機能の向上 | オープンスペース、新たな玄関口、散策路等の整備により避難者受入機能を拡充し、防災機能の向上を図ります。 |

■未供用のエリアが多く存在する東地区については、小田急電鉄による向ヶ丘遊園跡地整備の方向性が示されたことにより、豊かな自然環境を活かした新たな賑わいの創出による生田緑地全体の価値・魅力の向上や地区間連携による相乗効果等が期待されていることから、**特に優先的に整備に取り組む地区として設定します。**

□生田緑地ゾーニング図



□各地区の特性と課題解決に向けての方針

中央地区【緑の保全・文化・利用ゾーン】

特性
・郷土、美術、自然科学といったさまざまなジャンルの施設が集積しています。
・野鳥の森やホテルの里など貴重な自然も多く存在しています。

今後の方針
・既存の自然環境の保全を図りつつ市民の憩い・賑わい・交流の場を継続的に推進していきます。

南地区【スポーツ・レジャーゾーン、里山ゾーン】

特性
・広大な敷地の中に大きな緑地が広がっています。

今後の方針
・これまでに引き続き、既存の緑の保全と活用を行っていきます。
◆スポーツ・レジャーゾーン
特性
・自然に囲まれた中でのびのびと楽しめるゴルフ場です。
・広大でオープンな敷地を有しているため、市民の避難場所としての活用も可能です。
今後の方針
・自然の保全・活用とともにスポーツ等による賑わいの創出を継続して図っていきます。
・立地特性を活かした防災機能の向上を図ります。
◆里山ゾーン
特性
・水や緑、里山の景観が楽しめ、自然と人の共生を身近に体験できます。
・かまどベンチやテントになるパーゴラ等、防災機能のある公園が整備されています。
今後の方針
・貴重な里山景観の保全や活用を推進していきます。
・既存の防災施設を有効に活用して防災機能の向上を図っていきます。

東地区【つなぐ緑のゾーン、花と緑の憩い・賑わい・交流ゾーン】

特性
・西側の東生田2丁目、東側の向ヶ丘遊園跡地に大別されます。
・都市計画緑地内でありながら大半は未供用となっているエリアです。

今後の方針
・生田緑地全体の価値・魅力向上を図り生田緑地の更なる発展を支える地区として整備や活用を優先的、積極的に図っていきます。
◆つなぐ緑のゾーン
特性
・東生田2丁目の谷部は宅地化が進行し住宅地が定着しています。
・谷戸地形で構成され、斜面部の樹林は地域の景観資源となっています。
・大半が未供用の東地区と中央地区をつなぐエリアに位置しています。
今後の方針
・向ヶ丘遊園駅方面からのアクセス性を高めるための散策路や、中央地区と東地区をつなぎ、生田緑地内の回遊性の向上を図るための散策路を整備します。
・既存の緑を守り、里山景観を保全するため、地域住民の理解を得ながら、合理的・効率的な手法を検討します。
◆花と緑の憩い・賑わい・交流ゾーン
特性
・ばら苑(春・秋2回一般開放)、藤子・F・不二雄ミュージアム、遊園跡地内で既存の豊かな樹林が残るエリア、かつて向ヶ丘遊園の遊戯施設が立地していた緑が少ないエリア、現在は都市計画緑地の区域外であるが、まとまった豊かな樹林が残っているエリア等に分かれています。
今後の方針
・小田急電鉄による整備の具体化の動きを好機と捉え、憩いや賑わいの創出や様々な交流、周辺地域の活性化を促進するエリアへの誘導・創造を図ります。
・生田緑地に不足する機能の補完や他地区との連携による相乗効果の発揮など、生田緑地全体のポテンシャルを高めるエリアに誘導していきます。
・小田急電鉄との基本合意を踏まえ、遊園跡地の特性を活かした都市計画緑地内外の豊かな緑地の保全を誘導していきます。
・ばら苑の通年開放や避難場所等の検討を進め、ばら苑の価値・魅力向上を図ります。

生田緑地整備の考え方

4 優先的な取組について(東地区)

～東地区を優先的に取組む目的～

- 大半が未供用である東地区の整備を優先的に進めることで、生田緑地に求められる新たな機能の導入や機能補完、すでに整備されている地区との連携による相乗効果を発現し、「自然の保全・利用」「賑わい・交流の創出」「防災機能の向上」を図り、生田緑地の価値・魅力を向上します。



(1) 東生田2丁目について

東生田2丁目は【つなぐ緑のゾーン】として、ゾーンの目標である「緑地内の回遊性向上」と「既存の緑を守り、里山景観の保全」を達成することを目指します。

1. 東生田2丁目の基本方針と各エリアの方向性

【基本方針】

- ・既存樹木の保全及び里山景観の保全、生田緑地全体の回遊性向上及び向ヶ丘遊園駅方面からのアクセス向上に資する散策路等の整備を優先的に進めます。
- ・東生田2丁目の用地取得率は52%であり、今後の整備においては、地権者と整備推進に向けた調整が必要となることから、協議体を設置し、整備の方針について検討を進めていきます。



東生田2丁目の基本方針図

【各エリアの方向性】



「当面整備を進めるエリア」

中央地区・東地区・向ヶ丘遊園駅を結ぶエリアを対象とします。すでに大部分が用地取得済みであることから、概ね10年間で散策路等の整備を完了させることを目指します。



「今後整備のあり方を検討するエリア」

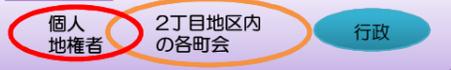
宅地化が進行し、住宅地が定着しているエリアを対象とします。協議体を設置し、既存の緑を守り、里山景観を保全するために、合理的・効率的な手法を検討します。

【凡例】

- 「川崎市取得地」
- 「未取得地」
- 地区連携軸(イメージ)
- 都市計画決定区域
- 東生田2丁目

【今後整備のあり方を検討するエリアの協議イメージ】

協議体



○ 協議体の取組

- ・事業の周知
- ・事業のあり方及び進め方の協議
- ・利害関係の調整
- ・協働の体制づくり

(2) 向ヶ丘遊園跡地利用について

向ヶ丘遊園跡地は【花と緑の賑わい・憩い・交流ゾーン】として、民間による整備の具体化の動きを好機と捉えた憩いや賑わいの創出、様々な交流、周辺地域の活性化を促進するエリアへと誘導し、新たな価値の創造を図るとともに、防災機能の向上や、小田急電鉄との基本合意を踏まえた豊かな緑地の保全等、生田緑地全体の価値・魅力の向上に取り組めます。

1. 向ヶ丘遊園跡地の経過と基本合意

昭和2年に花と緑の遊園地、向ヶ丘遊園(23.8ha)が開業され、平成14年の閉園まで多くの方々に利用されていました。閉園後は、貴重な緑の保全や良好なまちづくりに向けて平成16年に川崎市と小田急電鉄により跡地に関する基本合意を締結しています。

川崎市と小田急電鉄株式会社による向ヶ丘遊園跡地に関する基本合意(平成16年11月)

1. 小田急電鉄株式会社は、向ヶ丘遊園跡地の貴重な緑を保全する。
2. 川崎市は、緑の保全にあたり、必要な支援を行う。
3. 小田急電鉄株式会社は、都市計画緑地内の自社管理地を一定のルールのもと、市民に開放し、向ヶ丘遊園の花と緑の歴史を継承する。
4. 川崎市は、計画区域に隣接する緑豊かな区域を都市計画緑地の区域に編入し、緑の少ない遊戯施設が設置されていた区域を都市計画緑地の区域から除外する。
5. 跡地利用は、良好なまちづくりに寄与する計画とする。
6. 川崎市と小田急電鉄株式会社は、敷地内に存する個人地権者の意向を尊重する。

2. 向ヶ丘遊園跡地利用の土地利用の考え方と各エリアの方向性

「みどり拠点」として相応しい土地利用を進めることを目的とし、遊園跡地の特性を活かした上で、**生田緑地における様々な課題を解決し、生田緑地の価値・魅力の向上を実現していくため**、下記のような各エリアの方向性を示し、事業者の誘導を図ります。

【土地利用の考え方】

・現在都市計画緑地の区域外となっている多摩川崖線軸の一部を構成する良好な樹林地については、都市計画緑地の区域に編入し、現在都市計画緑地区域内で緑が少ないエリアを区域から除外することで、良好な既存緑地の保全を図るとともに新たな生田緑地の魅力が向上する憩いや賑わい、交流の場の創出を促進します。また、区域から除外するエリアについては、一定の緑化が図られるように、地区計画等を定めてまいります。

・遊園跡地の新たな機能(飲食・休憩施設等の新たな憩いや賑わい、交流の場)が適切に配置されるよう誘導し、遊園跡地内外のアクセシビリティ・回遊性向上を図るための地区連携軸を形成し、遊園跡地の整備を促進していきます。

・生田緑地にある多くの個性や多様な機能等と連携し、相乗効果を発現します。

・ばら苑の通年開放や駐車場の有料化(民間活力導入含む)を検討していくことで、さらなる賑わいの創出とともに、防災に配慮した空地の確保を図ります。

【各エリアの方向性】

エンタランス機能エリア

・川崎府中街道に面し、ばら苑へのアクセスとして重要である場所に玄関口を設置し、生田緑地中央地区へのアクセス利便性の向上を図る。

自然活用エリア

・既存の自然を活用し、自然体験、散策の場や、憩える場を形成する。

緑の保全エリア

・周囲の緑と連続し、一体的な緑のネットワークの一部をなすエリアであり、都市計画緑地の区域に編入することにより生田緑地の機能の向上を図る。

・まとまった良好な緑は、別途緑地保全の施策を実施することで、確実かつ適正な保全を図るとともに、隣接するエリアと相乗効果を発揮できる活用策を検討する。

交流エリアA

・都市計画緑地の区域外として、生田緑地と一体となっている周囲の樹林地を活かした憩いや賑わい機能の集積を誘導することにより、生田緑地の魅力向上の促進を図る。

交流エリアB

・グランド跡地の広大な空地の立地を活かした活動拠点の創出の誘導を図り、生田緑地の魅力向上及び利用効用の促進を目指す。

地区連携軸(イメージ)

・近隣地区との連携強化、都市計画緑地内の回遊性の向上を図るために必要な散策路



【凡例】

- 都市計画決定区域
- 都市計画緑地付替え後(予定)
- 遊園跡地(ばら苑除く・基本合意区域)
- 散策路(整備済)
- 散策路(検討・調整・構想区間)
- ※H24.9策定の生田緑地周遊散策路整備方針による

生田緑地整備の考え方（案）に対する パブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

本市では、平成23年に策定した「生田緑地ビジョン」の基本的考え方と基本理念を継承しつつ、社会情勢に対応し、生田緑地のポテンシャルを最大限に発揮するために「生田緑地整備の考え方（案）」をとりまとめ、その内容について市民の皆様の御意見を募集いたしました。

その結果、19通（意見総数50件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

| | |
|---------|---|
| 題名 | 生田緑地整備の考え方（案） |
| 意見の募集期間 | 平成30年12月17日（月）から 平成31年1月15日（火）まで |
| 募集の周知方法 | 市政だより（12月21日号）、市ホームページへの掲載、 かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、 建設緑政局緑政部みどりの保全整備課、生田緑地整備事務所での閲覧 |
| 意見の提出方法 | 電子メール、FAX、郵送、持参 |
| 結果の公表方法 | 市ホームページへの掲載及びかわさき情報プラザ、各区役所、建設緑政局緑政部みどりの保全整備課、生田緑地整備事務所での閲覧 |

3 結果の概要

| | | |
|-------------|--------------|--------------|
| 意見提出数（意見件数） | 19 通 （ 50 件） | |
| （内訳） | 電子メール | 17 通 （ 46 件） |
| | FAX | 1 通 （ 3 件） |
| | 郵送 | 1 通 （ 1 件） |
| | 持参 | 0 通 （ 0 件） |

4 意見の内容と対応

市民協働の必要性を重視する御意見や、緑の保全の着実な取組を求める御意見等が多く寄せられたほか、今後の施策を進める中で参考とすべき具体的な御意見や本案の記載内容に対する質問・要望等も寄せられました。

寄せられた御意見を踏まえ、本案の内容をよりわかりやすくするために図中に補足説明を追記するなど、必要な追記・修正等を加え、「生田緑地整備の考え方」をとりまとめました。今後も引き続き、市民の皆様の御意見も伺いながら、本考え方に基づく取組を進めてまいります。

【御意見に対する対応区分】

- A 御意見を踏まえ、案に反映させたもの
- B 御意見の趣旨が案に沿った意見であり、取組を推進するもの
- C 今後の施策を推進する中で、参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E その他

●御意見の件数と対応区分

| 項目 | A | B | C | D | E | 計 |
|----------------------|---|---|----|----|---|----|
| 1 生田緑地整備の考え方全般に関する意見 | 4 | 1 | 4 | 9 | | 18 |
| 2 今後の具体的な整備に関する意見 | 1 | 1 | 3 | 2 | | 7 |
| 3 東生田2丁目に関する意見 | | | 8 | 1 | | 9 |
| 4 遊園跡地利用に関する意見 | | 2 | | 1 | 4 | 7 |
| 5 その他 | | | | 6 | 3 | 9 |
| 合計 | 5 | 4 | 15 | 19 | 7 | 50 |

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 生田緑地整備の考え方全般に関する意見（18件）

| No | 意見内容（要旨） | 意見に対する市の考え方 | 区分 |
|----|---|--|----|
| 1 | 本考え方（案）は、図が中心であるが、図の凡例が十分ではない。各図の位置づけや図の内容についての説明を追記すべきである。 | いただいた御意見を踏まえ、本考え方（案）P4〔3今後の整備の方向性〕の「散策路」の凡例に補足説明を追記しました。 | A |
| 2 | 本考え方（案）は構想の前の前の段階と聞いているが、今後どのような扱いになるのか、本考え方（案）に示してほしい。 | 生田緑地の事業推進にあたっては、生田緑地マネジメント会議など、様々な場面で地域住民等の御意見を伺いながら、事業を進めており、今後もこの協働の体制による事業推進を継続していきます。このことから、御意見の趣旨を踏まえ、本考え方（案）P2〔（1）目的〕に、「（本考え方は今後の整備の方向性を示すものであり、今後の事業推進にあたっては、市民及び関係する様々な方々の御意見を伺いながら取組を進めていきます。）」と追記しました。 | A |
| 3 | 本考え方（案）には、『生物多様性かわさき戦略～人と生き物つながりプラン～』（2014年3月 川崎市）の視点が不可欠であり、その考え方に従うべきである。 | 本考え方（案）の上位計画である生田緑地ビジョンの基本的な考え方において、「緑地の保全」の要素として生物多様性の重要性を位置付けています。このことから、いただいた御意見の趣旨を踏まえ、本考え方（案）P2〔（3）計画への位置付け〕に、「生物多様性かわさき戦略」を追記しました。 | A |
| 4 | 生田緑地全体の自然環境は人間が楽しむだけでなく、多様な野生生物が生息・生育できる環境を心がけてほしい。ただし、外来の生物は極力いれないよう考えてほしい。かけがえのない価値のある生田緑地が長く良好に保全されることを希望する。 | また、本考え方（案）P3〔（1）今後の整備に向けた3つの視点〕の最下段の文章に「生物多様性の観点を含めた」を追記しました。 | |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 5 | 本考え方（案）は、緑地の保全と賑わい活用策のバランスがよく、防災スペースも考慮されるので、かなり理想的で良い。 | 本考え方（案）P4〔3今後の整備の方向性〕に示すとおり生田緑地の価値・魅力向上に向けて、「自然の保全・利用」、「憩い・賑わい・交流の創出」、「防災機能の向上」の3つを目標に取組を進めてまいります。 | B |
| 6 | 回遊性に関する計画については、地域住民の意見を重視してほしい。 | 生田緑地の事業推進にあたっては、生田緑地マネジメント会議など、様々な場面で地域住民等の御意見を伺いながら、事業を進めており、今後もこの協働の体制による事業推進を継続していきます。このことから、いただいた御意見につきましては今後の参考とさせていただきます。 | C |
| 7 | 本考え方（案）を策定していく中で、地域住民の意見を聞きながら進めるべきである。 | | |
| 8 | 傾斜面の土砂流出抑制のための対応策についても、地域住民とも係わる重要で比較的急いだ対応が必要な事柄として記載すべきである。 (同趣旨 他1件) | 本考え方（案）は、今後の整備の方向性を示すものですが、斜面地の問題につきましては、市民の生命、財産に関わる重要な課題として認識おり、具体的な斜面对策を市民等の関係者と協議を行いながら検討してまいります。 | C |
| 9 | ゴルフ場の存続について、これまでに検討・記載された内容を記載しておくことが望ましい。 | 本考え方（案）は今後の整備の方向性を示したものであり、考え方（案）P4〔3今後の整備の方向性〕に記載のとおり、ゴルフ場についてはスポーツ・レジャーゾーンとして位置付けておりますが、生田緑地の価値・魅力向上に向けた取組の一つとして、市民及び関係する様々な方々の御意見を伺いながら、ゴルフ場の活用に向けた検討を行ってまいります。 | D |
| 10 | パブリックコメントで寄せられた意見で反映できなかった事柄のうち重要なことについて付記し公表するとともに、反映した部分についても、パブリックコメントを再度実施することが望ましい。 | いただいた御意見につきましては、全て本「生田緑地整備の考え方（案）」に対するパブリックコメント手続きの実施結果について」に記載し、それぞれの御意見に対する市の考え方を示しており、今後の事業推進にあたっては、市民及び関係する様々な方々の御意見を伺いながら取組を進めてまいります。 | D |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 11 | <p>本考え方（案）にある「自然」とは、どのような環境を「自然」と定義するのか説明が必要であると思う。</p> | <p>本考え方（案）における、「自然」の定義は、一般的な概念として、幅広い意味を含めて記載したものです。</p> | D |
| 12 | <p>「生田緑地整備計画の考え方」というタイトルは、曖昧なため、将来、誤解による禍根をもたらしかねない。</p> <p>変更案：「生田緑地整備の基本的な方向性についての試案」</p> | <p>本考え方は今後の整備の方向性を示すものであり、今後の事業推進にあたっては、市民及び関係する様々な方々の御意見を伺いながら取組を進めてまいります。</p> | D |
| 13 | <p>本考え方（案）の位置づけについて、市民等との合意のとれたものではなく、「行政の生田緑地関連担当部署間で確認している事柄を整理した書類」という位置づけである旨の説明を記載すべきである。</p> | | |
| 14 | <p>計画が記載されているが、実際にいつまでに達成したいのか、スケジュールが不明瞭である。</p> | <p>本考え方（案）においては、生田緑地の価値・魅力向上に向けて、今後の整備の方向性をゾーンごとにお示ししています。</p> <p>このうち、大半が未供用である東地区の整備を優先的に進めることで、生田緑地に求められる新たな機能の導入や機能補完、すでに整備されている地区との連携による相乗効果を発現し、「自然の保全・利用」、「賑わい・交流の創出」、「防災機能の向上」を図り、生田緑地の価値・魅力の向上に取り組んでいきます。本考え方（案）は今後の整備の方向性を示したものであり、具体的な整備のスケジュールにつきましては、今後検討してまいります。</p> | D |

| | | | |
|----|---|---|---|
| 15 | <p>本考え方（案）の中で、生田緑地の立地優位性として、既に観光地として整備されている箱根のインフラや奥多摩の自然と同列に比較するのは、明らかに無理があるように思う。</p> | <p>本市では「新・かわさき観光振興プラン」において、世界に通用する観光づくりとして、生田緑地の観光強化を戦略の1つとして位置付けています。このことから、生田緑地の良好な自然環境の保全を前提としつつ「市民」や観光客とのかかわりを深めていくことで、特徴的な観光資源として育むとともに、周辺の地域資源との連携によって市域全体を巻き込みながら、首都圏から国内、海外まで多様な観光ニーズに応える広域観光の魅力づくりを図ってまいります。</p> | D |
| 16 | <p>3つの視点において、主に観光資源としての見方を強調しているが、なぜ生田緑地内における回遊性を向上させるのか意図が不明瞭である。まず、市内の他の観光スポットとの広域的な回遊性の向上について検討すべきである。</p> | <p>本考え方（案）P4〔3今後の整備の方向性〕に示すとおり、回遊性向上については、生田緑地の価値・魅力向上に向けた取組の1つとして、生田緑地内の回遊性向上と周辺からのアクセス向上による生田緑地自体の機能向上に取り組むものです。</p> <p>生田緑地の観光強化については、周辺の地域資源との連携によって市域全体を巻き込みながら、首都圏から国内、海外まで多様な観光ニーズに応える広域観光の魅力づくりに取り組んでまいります。</p> | D |
| 17 | <p>東地区の記述に「未供用のエリア」とあるのは、地域住民にとっては違和感がある。</p> | <p>生田緑地は昭和16年に緑地として都市計画決定を行っており、この都市計画上の観点から、整備が終わっていない未整備のエリアを「未供用のエリア」と表現しています。</p> | D |

(2) 今後の具体的な整備に関する意見（7件）

| No | 意見内容（要旨） | 意見に対する市の考え方 | 区分 |
|----|---|---|----|
| 18 | <p>生田緑地周遊散策路整備計画で過去に検討を重ねた東生田2丁目東ルートは、考え方に記載した方が良い。</p> | <p>本市では、来園者が豊かな自然環境を享受できるとともに、回遊性と利便性を向上させ、施設間の連携を強化し、生田緑地の魅力を高めるために、生田緑地周遊散策路整備計画を策定しており、本考え方（案）においては、そのうち主要なルートを記載しておりましたが、いただいた御意見を踏まえ、東生田2丁目東ルート等を追記いたしました。</p> | A |
| 19 | <p>向ヶ丘遊園跡地とその周辺においては、地域の連携軸となる自然環境の保全と安全性に配慮した遊歩道の整備をしてほしい。</p> | <p>本考え方（案）P4〔3今後の整備の方向性〕に示すとおり、回遊性向上については、生田緑地の価値・魅力向上に向けた取組の1つとして、生田緑地内の回遊性向上と周辺からのアクセス向上による生田緑地自体の機能向上に取り組んでまいります。</p> <p>なお、東地区については、向ヶ丘遊園跡地の開発事業者である小田急電鉄（株）とも調整を図りながら、自然環境の保全と安全性に配慮した散策路の整備を進めてまいります。</p> | B |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 20 | <p>憩い・賑わい・交流の創出に向けた魅力要素のさらなる充実のため、インバウンドツーリズムを見据えて、枳形山にかつての山城を模した建物を再築し、展望レストランや宿泊機能を設けてほしい。</p> | <p>本市では「新・かわさき観光振興プラン」において、世界に通用する観光づくりとして、生田緑地の観光強化を戦略の1つとして位置付けています。このことから生田緑地の良好な自然環境の保全を前提としつつ「市民」や観光客とのかかわりを深めていくことで、特徴的な観光資源として育むとともに、周辺の地域資源との連携によって市域全体を巻き込みながら、首都圏から国内、海外まで多様な観光ニーズに応える広域観光の魅力づくりに取組んでいきます。いただいた御意見につきましては今後の観光づくりにあたっての参考とさせていただきます。</p> | C |
| 21 | <p>生田緑地において、首都圏から国内、海外まで多様な観光ニーズに応える広域観光の魅力づくりを図る上では、現状でも中央地区の駐車場が不足しているの で、中央地区における駐車場の増設が必要であると思う。</p> | <p>本考え方(案) P4〔3今後の整備の方向性〕に示すとおり、今後の整備にあたっては、「自然の保全・利用」、「憩い・賑わい・交流の創出」、「防災機能の向上」を図っていくことから、いただいた御意見につきましては今後の参考とさせていただきます。</p> | C |
| 22 | <p>生田緑地にみんなが楽しめる「ドッグラン」の設立を希望する。</p> | <p>東地区は現在、埋蔵文化財包蔵地には該当しておりません。 東地区のうち、向ヶ丘遊園跡地の一部については、現地踏査により、遺跡が現存していないことを確認しております。また、その他の区域につきましても、今後の計画等を踏まえまして、必要に応じて適切に対応してまいります。</p> | D |
| 23 | <p>東地区の整備を進めるにあたり、埋蔵文化財調査をしてほしい。 新たな埋蔵文化財を発見できれば、生田緑地の新しい魅力ともなり、観光資源としても活用できると思う。</p> | <p>埋蔵文化財の活用につきましては、川崎市文化財保護活用計画を基に、文化財を活かした魅力あるまちづくりを推進してまいります。</p> | D |

| | | | |
|----|---|---|---|
| 24 | <p>回遊性について、南地区の（初山）【里山ゾーン】が、中央地区と動線が分断され、実質的に飛び地のようにになっているため、生田緑地全体のポテンシャルを有効に発揮できず課題となっている。ここについても優先的に整備してほしい。</p> | <p>南地区の（初山）は【里山ゾーン】として位置付けており、貴重な里山景観の保全・活用や、既存の防災施設を有効活用した防災機能の向上を今後の方針としておりますが、考え方（案）P5「4優先的な取組について」に記載のとおり、大半が未供用である東地区の整備を優先的に進めることで、生田緑地に求められる新たな機能の導入や機能補完、すでに整備されている地区との連携による相乗効果を発現し、「自然の保全・利用」、「賑わい・交流の創出」、「防災機能の向上」を図ってまいります。</p> | D |
|----|---|---|---|

(3) 東生田2丁目に関する意見(9件)

| No | 意見内容(要旨) | 意見に対する市の考え方 | 区分 |
|----|---|---|----|
| 25 | 東生田2丁目の都市計画緑地内の未取得地について、引き続き、用地取得を進めてほしい。 | 東生田2丁目については、本考え方(案)において、「つなぐ森のゾーン」として位置付けており、既存樹林の保全及び里山景観の保全、生田緑地全体の回遊性向上及び向ヶ丘遊園駅方面からのアクセス向上に資する散策路等の整備を優先的に取り組んでまいります。また、東生田2丁目の用地取得率は52%であり、今後の整備を進めるにあたり、地権者の方々との調整が必要となることから、地元町内会、地権者、川崎市で構成される協議体を設置し、既存の緑を守り、里山景観を保全するために、合理的・効率的な手法を検討してまいります。 | C |
| 26 | 東生田2丁目の計画については、地権者や市民の意見を聞きながら、時間をかけて考えてほしい。 (同趣旨 他1件) | | |
| 27 | 東生田2丁目地域は、すでに構想が示されていたので、この構想に則って次の計画を進めてほしい。 | | |
| 28 | 東生田2丁目の整備については、観光目的の車が往来し、危険なため、希望しない。 | | |
| 29 | 東生田2丁目の散策路は、アクセス向上よりも現地の状況を勘案し、付加価値が高く、魅力的なルートを考えるべきである。 | | |
| 30 | 東生田2丁目には、生田緑地の飛び地が小規模な広場として整備されているが、利用マナーが良くないので、地域に住んでいる住民の安全や快適性を考えて、計画どおりに用地を取得し、もう少し広い敷地に独立した広場を作してほしい。 | | |
| 31 | 東生田2丁目には、向ヶ丘遊園跡地に行く歩道が今も存在するので、そこを整備して散策路にしてはどうか。また、山の尾根を散策路として、適所に休み処を設けるのはどうか。 | | |

| | | | |
|----|---|---|---|
| 32 | <p>本考え方(案)に記載されている「地域住民の理解を得ながら合理的・効率的な手法を検討」という表現には、違和感を感じる。「理解」→「合意」、「合理的・効率的」→「効果的」としてほしい。</p> | <p>東生田2丁目の今後の整備の方針を検討するにあたり、対象地の地権者など様々な方々の意見を伺う必要があります。そのため、地元町内会、地権者、川崎市で構成される協議体を設置し、整備内容について理解を得る必要があると考えており、その取組を意図して「理解」という表現を用いました。また、東生田2丁目の方向性として示す、既存の緑を活かしながら整備を進める観点から、「合理的・効率的」という表現をしております。</p> | D |
|----|---|---|---|

(4) 遊園跡地利用に関する意見(7件)

| No | 意見内容(要旨) | 意見に対する市の考え方 | 区分 |
|----|---|--|----|
| 33 | <p>「向ヶ丘遊園跡地利用計画に係る条例環境影響評価方法書」が公表されたが、この開発が実行されれば、跡地の緑はほぼ残り、作られる施設はすべて市民憩いの場となり得ると考えられるので、歓迎する。また、「向ヶ丘遊園跡地に関する基本合意」を今後も順守してほしい。</p> | <p>向ヶ丘遊園跡地につきましては、小田急電鉄(株)との「向ヶ丘遊園跡地に関する基本合意」を踏まえ、本考え方(案)P5〔(2)遊園跡地利用について〕の項に示した、【花と緑の賑わい・憩い・交流ゾーン】として、位置付けています。このことから、民間による整備の具体化の動きを好機と捉えた憩いや賑わいの創出、様々な交流、周辺地域の活性化を促進するエリアへと誘導し、新たな価値の創造を図るとともに、防災機能の向上や、小田急電鉄との基本合意を踏まえた豊かな緑地の保全等、生田緑地全体の価値・魅力の向上に取り組んでまいります。</p> | B |
| 34 | <p>ばら苑を通年開放してほしい。また、それに合わせて市民の意見を取り入れながら計画を策定して整備してほしい。</p> | <p>本考え方(案)P5〔(2)向ヶ丘遊園跡地利用について〕の項に示すとおり、ばら苑の通年開放や民間活力の導入も見据えた駐車場の有料化を検討していくことで、さらなる賑わいの創出とともに、防災に配慮した空地の確保を図ります。なお、ばら苑の整備にあたっては</p> | B |

| | | | |
|----|--|---|---|
| | | 市民及び関係する様々な方々の御意見を伺いながら取組を進めてまいります。 | |
| 35 | 遊園跡地の民地は、宅地開発が広がらないように買い取りの手だてをお願いしたい。 | 本考え方（案）P5〔（2）向ヶ丘遊園跡地利用について〕の項に示すとおり、向ヶ丘遊園跡地の民地のうち、都市計画緑地の区域外となっている多摩川崖線軸の一部を構成する良好な樹林地については、都市計画緑地の区域に編入し、現在都市計画緑地区域内で緑が少ないエリアを区域から除外することで、良好な既存緑地の保全を図るとともに新たな生田緑地の魅力が向上する憩いや賑わい、交流の場の創出を促進します。また、区域から除外するエリアについては、一定の緑化が図られるように、地区計画等を定めてまいります。 | D |
| 36 | 小田急電鉄（株）が2018年11月30日に向ヶ丘遊園跡地利用に関する開発計画の概要を発表したが、他の商業施設の事例を参考にすると良いと小田急電鉄に伝えてほしい。 | いただいた御意見は小田急電鉄（株）の開発に関することであるため、御意見の趣旨を小田急電鉄（株）に伝えていきます。 | E |
| 37 | 「向ヶ丘遊園跡地利用計画に係る条例環境影響評価方法書」の中で、「駐車台数が約500台を計画」とあるが、広域観光拠点を目指す上では、駐車台数が不十分だと思う。 | | |
| 38 | 向ヶ丘遊園跡地には、子供たちのために、大型アスレチック場を作ってほしい。 （同趣旨 他1件） | | |

（5）その他（9件）

| No | 意見内容（要旨） | 意見に対する市の考え方 | 区分 |
|----|--|---|----|
| 39 | 本考え方（案）の作成に係わった部署も全て明示すべきである。 （同趣旨 他1件） | 意見募集段階では、市民意見（パブリックコメント）募集案内の問合せ先に担当部署を記載しています。 | D |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 40 | <p>管理のための取組の中で、安全対策の観点からも、生田緑地の出入り口に名称をつける取組は、優先的に取り組む課題としてあげておくことが望ましい。</p> | <p>本考え方（案）は今後の整備の方向性を示すものであり、整備後の管理運営の取組については、市民及び関係する様々な方々の御意見を伺いながら、検討してまいります。</p> | D |
| 41 | <p>生田緑地内の整備事業等において、事業の流れや調整方法を明確にし、段階的かつ計画的に生田緑地マネジメント会議等と調整を図ることを目的として「生田緑地における改修整備の調整方法の手引き」（26川建生第130号）を策定している。本考え方（案）においても、この存在に触れ、本考え方（案）の位置づけとの関係性を示すとともに、本考え方（案）に類したものが今後出された際に改善が可能である場合にはその方向性を示すことが望ましい。 （同趣旨 他2件）</p> | <p>本考え方（案）は今後の整備の方向性を示すものですが、今後の具体的な整備の実施にあたっては、「生田緑地における改修整備の調整方法の手引き」に則って事業を推進してまいります。</p> | D |
| 42 | <p>生田緑地にホテルが生息していることを案内し取組が実施されているが、ホテルの数が少ないため、広報して人を呼ぶほどではない。</p> | <p>市街化が進む地域において、ホテルが生息できる環境が残されていることは非常に貴重であることから、引き続き自然環境の保全と啓発に取り組んでまいります。</p> | E |
| 43 | <p>生田緑地内のレストランのメニューや価格設定、公園利用のルールについて、地元住民がもっと利用しやすいように、市民意見を取り入れてほしい。</p> | <p>生田緑地の価値・魅力向上に向けて、「憩い・賑わい・交流の創出」を目指し、市民及び関係する様々な方々の御意見を伺いながら魅力のさらなる充実に努めてまいります。</p> | E |
| 44 | <p>駅前から生田緑地が一体となった環境整備をしてほしい。</p> | <p>生田緑地ビジョンにおいて、施策の基本方向の1つとして、生田緑地と周辺地域が調和したまちづくりをめざすことを位置付けており、今後も取組を進めてまいります。</p> | E |